

令和3年度スマートシティ関連事業の公募について
令和3年6月
内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

目次

<u>I. スマートシティ関連事業の公募の概要</u>	2 (頁)
(1) はじめに	
(2) 公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業 (合同審査の対象事業)	
<u>II. 公募を行う各事業の概要</u>	3 (頁)
1. 未来技術社会実装事業 (内閣府 地方創生推進事務局)	
2. データ連携促進型スマートシティ推進事業 (総務省 情報流通行政局)	
3. 地域新 MaaS 創出推進事業 (経済産業省 製造産業局)	
4. 日本版 MaaS 推進・支援事業 (国土交通省 総合政策局)	
5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト (国土交通省 都市局)	
<u>III. 応募手続</u>	7 (頁)
(1) 応募書類 (共通事項)	
(2) 公募期間、応募書類の提出方法	
<u>IV. 合同審査・選定</u>	9 (頁)
(1) 合同審査の方法	
(2) 合同審査における評価ポイント	
<u>V. その他</u>	9 (頁)

【別紙】

別紙 3 : 令和3年度スマートシティ関連事業応募様式

別紙 4 : 令和3年度未来技術社会実装事業募集要領

別紙 5 : 令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領

別紙 6 : 令和3年度「地域新 MaaS 創出推進事業」募集要領

別紙 7 : 令和3年度日本版 MaaS 推進・支援事業公募要領

別紙 8 : 令和3年度国土交通省スマートシティモデルプロジェクト公募要領

I. スマートシティ関連事業の公募の概要

(1) はじめに

スマートシティは、ICT 等の新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化等により、都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域であり、Society 5.0 の先行的な実現の場であるといえる。政府では、令和3年3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等に基づき、「次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり」を展開するため、スマートシティの全国での計画的な実装に向けた取組を推進している。また、令和3年4月には、関係府省が合同で、全国のスマートシティの構築・運営を支援するための導入書として「スマートシティ・ガイドブック」(*1)を作成・公表し、さらに、官民が一体となってスマートシティの取組を加速していくこととしている。

令和3年度のスマートシティ関連事業では、令和元年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期/ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術/アーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果である、スマートシティの標準的な設計思想「共通リファレンスアーキテクチャ」(*2)を参照するとともに、スマートシティタスクフォースでの合意のもと、新たに「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」(以下「合同審査会」という。)を設置して、提案の公募・採択・実施について、関係府省一体で取り組むこととした。

具体的には、関係府省のスマートシティ関連事業(下記(2)の5事業)について、合同審査会を設置し(事務局:内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)、各スマートシティ関連事業の目的に沿いつつ、合同審査会の評価を踏まえ、各事業の採択を決定する。

<参考>

- *1 「スマートシティ・ガイドブック(第1版)の公開 ~Society 5.0 の社会実装に向けた一体的推進~」(内閣府科技ウェブサイト)
→ <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20210412scity.html>
- *2 「共通リファレンスアーキテクチャ」(内閣府科技ウェブサイト)
→ <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>

(2) 合同で公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業(合同審査の対象事業)

事業名	事業担当省庁・部局	支援方法
1. 未来技術社会実装事業	内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当	社会実装に向けた現地支援体制(地域実装協議会)を構築し、関係府省庁による総合的な支援を実施
2. データ連携促進型スマートシティ推進事業	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	補助事業として実施
3. 地域新 MaaS 創出推進事業	経済産業省 製造産業局 自動車課 ITS・自動走行推進室	委託事業として実施
4. 日本版 MaaS 推進・支援事業	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課	補助事業として実施
5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト	国土交通省 都市局 都市計画課	選定された提案の応募主体と請負契約を行う予定

II. 合同で公募を行う各事業の概要

1. 未来技術社会実装事業（内閣府 地方創生推進事務局）※詳細は別紙4を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

(2) 公募する事業の内容

地方創生の観点から、AI、IoT や自動運転、ドローン等の未来技術を活用し、地域の課題を解決する提案（今後3年間で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間で本格実装される事業）について、社会実装に向けた関連事業の現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、複数の関係府省庁による総合的な支援を行う。

(3) 事業の実施期間

概ね3年間とする。

(4) 事業費（支援（補助）対象経費）等

本事業による財政面の措置はなし。（別途、令和4年度地方創生推進交付金等による各種交付金・補助金と協調した支援（各種補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等）の実施を想定。）

2. データ連携促進型スマートシティ推進事業（総務省 情報流通行政局）

※詳細は別紙5を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県、市町村、別紙の実施要領等に規定される一定の要件（※1）を満たす民間事業者等

※1 事業に関連する都道府県又は市区町村との間で、出資、包括連携協定、コンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていることを条件とする。

(2) 公募する事業の内容

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS（データ連携基盤等）や当該都市OSに接続するサービス、データ及びアセットの整備等を行う事業

(3) 事業の実施期間

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、補助対象事業について、補助の交付日以降、令和3年度中の定める日（令和4年3月上旬）までに完了すること。

(4) 事業費（支援（補助）対象経費）等

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、補助金の交付により支援を行う（補助率は、対象となる事業費総額の1/2以内）。

※本事業の実施内容及び応募手続の詳細については、本公募要領のほか、別紙の実施要領（「令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領」）を参照。

3. 地域新 MaaS 創出推進事業（経済産業省 製造産業局）※詳細は別紙 6 を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

まちづくりの将来像や地域の課題に対応し、新しいモビリティサービスの社会実装に向けた取組を行う法人であって、別紙の募集要領に定める要件を満たすもの

(2) 公募する事業の内容

地域において先駆的に取り組む新しいモビリティサービスの社会実装を促進するため、先進的かつ持続的な事業モデルの創出に向けた MaaS 実証を実施する事業であって、別紙の募集要領に規定されたもの

(3) 事業の実施期間

契約締結日～令和 4 年 3 月 31 日

(4) 事業費（支援（補助）対象経費）等

別紙の募集要領に基づき、本事業の経費のうち、定められた範囲の費用について、各地方経済産業局から委託費として支出する。

※本事業の実施内容及び応募手続の詳細については、本公募要領のほか、別紙の募集要領（「令和 3 年度「地域新 MaaS 創出推進事業」募集要領」）を参照。

4. 日本版 MaaS 推進・支援事業（国土交通省 総合政策局）※詳細は別紙 7 を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者（※ 1）又はこれらを構成員とする協議会（※ 2）

※ 1 「地方公共団体と連携した民間事業者」とは、事業を実施する地域の地方公共団体と連携協定等を締結している民間事業者が該当する。

公募申請の時点で、連携協定等を締結済み又は補助事業の交付申請までに締結予定の民間事業者を対象とする。

※ 2 協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）第 36 条の 4 第 1 項に掲げる新モビリティサービス協議会であることがのぞましいが、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 76 号）第 15 条の 4 第 2 号に基づく地域協議会や活性化法第 6 条に基づく法定協議会等において、構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、日本版 MaaS 推進・支援事業の実施に必要な関係者が実質的に参加していればよい。

当該関係者としては、新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者や、観光、商業、医療等他分野の事業者等が考えられる。

運営方法や設置要綱の策定等の協議会に関する事項については地域の实情に応じて協議会が定めることができる。協議会の法人格の有無は問わず、公募申請の時点で、設置済み又は補助事業の交付申請までに設置予定のものを対象とする。

(2) 公募する事業の内容

公共交通とそれ以外の多様なサービスとをデータ連携により一体的に提供することで、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化だけでなく、地域課題の解決に寄与する MaaS への支援を行う。

(3) 事業の実施期間

引き続き事業が継続することが望ましいが、補助対象経費は、令和4年3月11日（金）までに要したものを対象とする。

(4) 補助対象経費

ア. 交通手段と、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせて1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する以下の経費

- ・連携基盤システム（ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション）の購入・開発費

※事業の実施に合わせて新たに連携基盤システムを構築する場合を対象とし、システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は含めない。

- ・既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費（既存の検索システムに予約・決済等の機能を追加する場合の連携基盤システムの改修費）

- ・他の同種のシステムとのデータ連携に係るシステムの改修費（観光、商業、医療等の交通分野以外のサービスとデータ連携するために既存システムを改修する場合の改修費）

- ・連携基盤システムの利用料

※補助対象事業の完了日までに限る。

- ・連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成、研修実施等に係る費用

- ・連携基盤システムのセキュリティ対策費

- ・交通施設や車両内に設置するキャッシュレス決済端末（ICカードやQRコードの読み取り機等）及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器（カメラやセンサー、通信機器等）の導入費用

- ・交通分野以外のサービスにおけるキャッシュレス決済端末及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器の設置に係る導入費用（交通手段と連携するものに限る。）

イ. MaaS 事業の効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費

- ・連携基盤システムの導入が地域にもたらす効果や課題を地域で把握するための調査に要する費用（地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用等）

※イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

※補助率は、補助対象経費の1/2以内。

予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト（国土交通省 都市局）

※詳細は別紙8を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

民間事業者等^{※1}及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）等の団体（設立予定を含む^{※2}）

※1 民間事業者等：民間事業者及び大学・研究機関等

※2 契約予定時期（8月中日処）までの設立を要件とする。

(2) 公募する事業の内容

先進的技術やデータをまちづくりに活かし、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を飛躍的に高度化・効率化することで、都市・地域が抱える課題解決につなげるスマートシティを社会実装するため、過年度に選定した先行モデルプロジェクトに加え、全国の牽引役となる先駆的なプロジェクトを募集し、社会実装に向けた実証実験を支援

(3) 事業の実施期間
令和3年度内

(4) 事業費等

- ① 各コンソーシアム等が作成している実行計画（またはそれに類するもの）に基づき行われる令和3年度に実施する実証実験に対し、「スマートシティ実証調査」による財政支援（支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とする）。
- ② 国土交通省職員等が全国のプロジェクトの経験・知見を生かし、実証実験の実施に向けた助言等の支援(ハンズオン支援)。

III. 応募手続

(1) 応募書類

別紙3「スマートシティ関連事業応募様式」のうち、下記共通事項についてはいずれの事業に応募する場合も基本的に記載すること※1。各事業の応募書類については、応募する事業についてのみ記載すること。

※1 共通事項の4～9については当該応募事業に関連のない場合は記載不要。(未来技術社会実装事業については、1～6、9、10の書類のみ、地域新 MaaS 創出推進事業および日本版 MaaS 推進・支援事業については、1～3、10の書類のみの提出でよい。)

(共通事項)

- ・「1. 申請者情報」
- ・「2. スマートシティ関連事業への応募状況」 (応募事業、関連事業応募状況)
- ・「3. 概要」(事業のセールスポイント、対象地域の概要・ビジョン、関連事業全体の概要)
- ・「4. スマートシティ戦略」 (地域の課題、スマートシティの目標 (KPI))
- ・「5. 6. 都市マネジメント」 (運営体制、ビジネスモデル)
- ・「7. スマートシティサービス・アセット」(スマートシティサービス、スマートシティアセット)
- ・「8. 都市OS」 (機能 (サービス)、データ、データ連携、共通機能)
- ・「9. その他」 (関連法令、各地域でのルール・ガイドライン、PR ポイント)
- ・「10. スケジュール」 (中長期スケジュール)

(各事業の応募書類)

各事業の応募書類に記載すべき内容等の詳細については、別紙の各事業の公募要領等を参照

(2) 公募期間、応募書類の提出方法

公募期間：令和3年6月18日(金)～7月19日(月)15時まで

応募書類の提出方法：

- ① 下記応募フォームにて連絡者の氏名と所属団体名、メールアドレスを送付。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0548.html>

※7月19日(月)15時までに応募書類を提出できるよう、遅くとも7月13日(火)12時までに応募フォームにメールアドレスを送付すること。

- ② 応募フォームに記載されたメールアドレスに、合同審査会の事務局及び関係府省の提出先が記載されているメールを送付。
- ③ 「合同審査会の事務局」及び、「応募する事業」の提出先に提出。

合同審査会の事務局窓口・問合せ先

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 (スマートシティ担当) 倉谷、渡辺
電話：03-6257-1337 (直通) (問合せ)：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0551.html>

関係府省のスマートシティ関連事業の窓口・問合せ先

1. 未来技術社会実装事業

内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当 右高、中川、上坂、上田
電話：03-6206-6175 (直通)

2. データ連携促進型スマートシティ推進事業

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 嶋田、山川、野木
電話：03-5253-5111 直通：03-5253-5756

mail : (問合せ) ict-town_atmark_ml.soumu.go.jp
(提出先) 各総合通信局窓口または補助金申請システム (J グランツ)
(別紙 5 の実施要領に記載)

3. 地域新 MaaS 創出推進事業

経済産業省 製造産業局 自動車課 ITS・自動走行推進室 山本、赤池
mail : (問合せ) contact_mobility_pt_atmark_meti.go.jp
(提出先) 各地方経済産業局窓口 (別紙 6 の募集要領に記載)

4. 日本版 MaaS 推進・支援事業

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 石川、横田、福井、堀江
mail : (問合せ) hqt-mobilityservice2001_atmark_gxb.mlit.go.jp
(提出先) 各地方運輸局等窓口 (別紙 7 の公募要領に記載)

5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト

国土交通省 都市局 都市計画課 大嶋、坂本 (内線 32672,32674)
電話 : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8411
mail : hqt-smartcity-mlit_atmark_gxb.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

IV. 合同審査・選定

(1) 合同審査の方法

スマートシティ関連事業をより効果的・一括的に運用し、スマートシティの実装等を促進するため、内閣府において設置する合同審査会の評価を踏まえ、スマートシティ関連事業の採択を行う（8月頃見込み）。

(2) 合同審査における評価ポイント

事業毎の評価基準のほか、合同審査会では、以下のポイント进行评估する。

- ・合計2事業以上のスマートシティ関連事業に今年度応募している案件、又は過去に採択された事業に関係する案件であること
- ・新規性があり、先進的であること
- ・データ連携基盤を構築している案件、又は構築予定の案件
- ・作成するAPIを公開予定の案件

※各事業の採択要件、評価の基準等の詳細については、別紙の各事業の実施要領等に定める。

V. その他

- ・新型コロナウイルスによる影響について

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大等の影響により各事業の実施内容等に変更が必要となった場合は、選定後に必要に応じて協議することとする。